

大和市告示第19号

大和市法律援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年2月8日

大和市長 大 木 哲

大和市法律援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市法律援助事業費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第178号）の一部を次のように改正する。

第1条中「横浜弁護士会」を「神奈川県弁護士会」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。